

訴 状

平成30年1月29日

さいたま地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 長 田 淳

同 松 苗 弘 幸

同 満 尾 直 樹

同 武 藤 洋 善

同 月 岡 朗

同 貞 松 宏 輔

同 猪 原 英 和

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

代理人の表示 別紙代理人目録記載のとおり

契約締結差止等請求事件

訴訟物の価額 金 1, 6 0 0, 0 0 0 円

貼用印紙の額 金 1 3, 0 0 0 円

請 求 の 趣 旨

- 1 被告は、消費者との間で結婚相手紹介サービス提供契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む契約の申込又は承諾の意思表示を行ってはならない。
- 2 被告は、別紙契約条項目録記載の契約条項が記載された契約書の用紙を廃棄せよ。
- 3 被告は、その従業員らに対し、下記の内容を記載した書面を配付せよ。

記

有限会社台企画は、消費者との間で結婚相手紹介サービス提供契約を締結するに際し、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む契約の申込又は承諾の意思表示を行いませんので、当社が当該条項を使用した本件各契約を行うための事務を一切行わないようにし、当該条項が記載された契約書の用紙は全て破棄して下さい。

以上

- 4 訴訟費用は被告の負担とする。
- との判決並びに第1項ないし第3項については仮執行の宣言を求める。

請 求 の 原 因

第1 はじめに

本件は、被告が、消費者との間で結婚相手紹介サービス提供契約（以下、「本件契約」という。）を締結する際、その契約書において消費者契約法又は特定商取引に関する法律（以下、「特定商取引法」という。）に違反する不当条項を使用し、又は使用するおそれがあることから、適格消費者団体である原告が、消費者契約法第12条第3項及び特定商取引法第58条の2第2項に基づき、それらの不当条項による意思表示の差止めを求める事案である。

第2 当事者

- 1 原告は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人であり、平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者契約法第13条に基づいて認定され、平成27年2月25日に認定更新された適格消費者団体である（甲1）。
- 2 被告は、結婚相談所の経営等を目的とする有限会社であり、不特定多数の消費者との間でブライダルエミナンスの名で本件契約の締結を行っている会社である。

被告の本店所在地は横浜市西区であるが、さいたま市大宮区に営業所としての「大宮支店」を有し（甲3）、埼玉県及び近県の一般消費者をさいたま市大宮区内において勧誘していた。

第3 被告が本件各契約において使用する条項が、消費者契約法又は特定商取引法に違反すること

1 条項の内容

被告が不特定多数の消費者との間で本件契約を締結する際に使用する「会員契約書」に付随する「契約条項」と題する約款には、別紙契約条項目録記載の各条項が記載されている（甲2）。

- 2 別紙契約条項目録記載の条項のうち、条項第8条第13項（以下、「本件条項1」という。）が、消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号に違反し無効となること

（1）本件条項1の概要

本件条項1は、被告と本件契約を締結した消費者と被告が本件契約に基づき紹介した交際相手との間にトラブルが生じた場合に、いかなる場合も被告及び被告が加盟する株式会社日本ブライダル連盟は一切の損害賠償義務を負

わないとし、被告の責任を全部免除するという条項である。

(2) 本件条項1が消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号に違反し、無効となること

本件条項1は、被告と本件契約を締結した消費者と被告が本件契約に基づき紹介した交際相手との間に紛争が生じた場合に、被告に当該紛争の帰責性が認められるときであっても、被告の責任を全部免除する条項である。

したがって、本件条項1は「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」及び「消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項」として消費者契約法第8条第1号及び同条第3号により無効である。

3 別紙契約条項目録記載の条項のうち、条項第17条本文（以下、「本件条項2（1）」という。）及び条項第17条「クーリング・オフのお知らせ」第1項（以下、「本件条項2（2）」という。本件条項2（1）及び本件条項2（2）を総称して、「本件条項2」という。）が、特定商取引法第48条第8項に違反し無効となること

(1) 本件条項2の概要

本件契約の契約日は、「乙が第5条第2項の入会申込身上書を提出した日を入会契約日」とする（契約条項第7条第1項）と定義づけられている。本件条項2（1）は、本件契約のクーリング・オフ期間の始期を契約日としており、消費者が入会身上申込書を提出した日から8日間の経過によりクーリング・オフの権利を行使できなくなることを定める条項である。

本件条項2（2）は、「入会申込身上書」の記入日を含む8日間を経過するとクーリング・オフの権利を行使できなくなることを定める条項である。

(2) 本件条項2が特定商取引法第48条第8項に違反し、無効となること

本件条項2は、特定商取引法第48条第1項の「第42条第2項又は第3

項の書面を受領した日から起算して8日を経過したとき」との規定に反して、被告による書面交付日ではなく、これに先行する消費者による入会申込書上書を提出した日をクーリング・オフ期間の始期とするものである。本件条項2は、特定商取引法第48条第1項よりもクーリング・オフの権利行使期間が早く消滅することとなり、消費者（特定継続的役務提供受領者）に不利なものであることから、特商法第48条第8項に照らして無効となる。

4 別紙契約条項目録記載の条項のうち、条項第18条第2項（以下、「本件条項3」という。）が、特定商取引法第49条第7項に違反し無効となること

（1）本件条項3の概要

消費者が本件契約を被告による役務提供開始後に中途解約する場合の損害賠償額の予定又は違約金として、本件条項3は「①入会金を契約期間で期間按分し算出した、経過月数分の費用。②「契約の締結及び履行の為通常要する費用」として政令で定められた初期費用（3万円）。③解約によって通常生ずる損害額として政令で定める額（2万円又は確定した契約残金の20%相当額のいずれか低い額）。」の合計額とする旨規定する。

（2）本件条項3が特定商取引法第49条第7項に違反し、無効となること

本件条項3のうち、上記①は特定商取引法第49条第2項第1号イに、上記③は同号ロにそれぞれ対応するが、上記②は特定商取引法第49条第2項第1号に定めのない損害賠償額の予定又は違約金の定めである。本件条項3は、特定商取引法第49条第2項第1号の定めより過大な負担を消費者に課すものであるから、特定商取引法第49条第7項に照らして無効である。

第4 本件条項による被害事例

本件契約について、独立行政法人国民生活センターにも、平成19年4月から平成29年6月まで、被告につき、解約、返金にする不満・トラブルを中心に、56件もの苦情が寄せられている。

第5 本訴訟までの原告と被告とのやりとり

1 原告の被告に対する問い合わせ

- (1) 原告は被告に対し、平成28年10月6日、「お問合せ」と題する書面（甲4）を送付し、別紙契約条項目録記載の条項のうち本件条項2及び本件条項3について、特定商取引法第48条又は同法第49条が適用される可能性があることを示し、当該条項の趣旨・理由に関し問合せをした。
- (2) これに対し、被告は原告に対し何らの回答もしなかった。

2 原告の被告に対する申入書の送付

- (1) 原告は被告に対し、平成29年4月3日、「申入書」と題する書面（甲5）を送付し、別紙契約条項目録記載の各条項について、使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求めた。
- (2) これに対し、被告は原告に対し何らの回答もしなかった。

3 原告の被告に対する事前請求書の送付

- (1) 原告は被告に対し、平成29年7月28日、消費者契約法第41条に定める書面、具体的には「差止請求書」と題する書面において、別紙契約条項目録記載の条項について使用停止、もしくは適切な条項に修正することを求めた（甲6）。
- (2) 「差止請求書」と題する書面は被告に到達したが、被告は原告に対し、何らの回答もしなかった。

第6 被告が別紙契約条項目録記載の各条項を含む消費者契約締結を現に行い又は行うおそれがあること

- 1 被告は、結婚相談所の経営等を目的とする有限会社であり、日々の業務において、不特定多数の消費者との間で結婚相手紹介サービス提供契約を締結している。そして、次に述べるように、被告は、別紙契約条項目録記載の各条項について、当該条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示

を現に行い又は行うおそれがある。

- 2 別紙契約条項目録記載の各条項については、前記「第5」からも明らかのように、被告は、原告からの申入れ及び消費者契約法第41条に基づく書面による差止請求に対して、何らの回答も行わないという極めて不誠実な態度である。

そして、被告は、別紙契約条項目録記載の条項及び別紙手数料条項目録記載の条項を含む消費者契約の締結を現に行っている。

- 3 かかる被告の姿勢からは、別紙契約条項目録記載の各条項を被告が改める意思がないことが明らかで、これらの条項を含む消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を現に行い又は行うおそれがある。

第7 結語

よって、原告は、被告に対し、消費者契約法第12条第3項及び特定商取引法第58条の2第2項に基づき、被告が不特定多数の消費者との間で本件各契約を締結するにあたって、別紙契約条項目録記載の契約条項を含む意思表示を行わないこと、同条項が記載された契約書の用紙を廃棄すること及びこれらを被告の従業員に対し指示することを求める。

以 上

証 拠 方 法

| | |
|---------|----------------|
| 甲第 1 号証 | 適格消費者団体認定更新通知書 |
| 甲第 2 号証 | 会員契約書 |
| 甲第 3 号証 | ホームページ |
| 甲第 4 号証 | お問合せ |
| 甲第 5 号証 | 申入書 |
| 甲第 6 号証 | 差止請求書 |

添 付 書 類

| | |
|----------|-------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲号証写し | 各 2 通 |
| 3 訴訟委任状 | 1 通 |
| 4 資格証明書 | 2 通 |
| 5 定款 | 1 通 |
| 6 理事会議事録 | 1 通 |

当 事 者 目 録

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町七丁目11番5号

原 告 特定非営利活動法人
埼玉消費者被害をなくす会

上記代表者理事長 池 本 誠 司

〒220-0011 横浜市西区高島二丁目12番20号 熊沢永代ビル

被 告 有限会社 台 企 画

上記代表者代表取締役 田 所 富 貴 子

以上

代 理 人 目 録

〒330-0802 さいたま市大宮区宮町2丁目28番地
あじせんビル4階・6階

埼玉中央法律事務所

原告訴訟代理人弁護士 長 田 淳
同 松 苗 弘 幸

〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1丁目62番地
マレーS・Tビル403

はるか法律事務所

同 満 尾 直 樹
同 貞 松 宏 輔

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町1丁目8番2号
NMビル6階

さくら総合法律事務所

同 武 藤 洋 善

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階
埼玉総合法律事務所

同 月 岡 朗

〒360-0037 埼玉県熊谷市筑波2丁目50番地1
センターフィールド熊谷ビル6階

猪原法律事務所（送達場所）

TEL 048-598-7819

FAX 048-598-7829

同 猪 原 英 和

以上

契約条項目録

「会員契約書」

- 1 契約条項第8条（会員の義務と遵守事項）第13項
「交際相手とのトラブルについては自己責任とし、甲及び連盟は責任を負わないものとします。」
- 2 契約条項第17条（クーリング・オフ）
 - (1) 「乙がクーリング・オフ期間（契約日から8日間）内に契約の解除を申出た場合には、甲は無条件で契約を解除します。」
 - (2) 「クーリング・オフのお知らせ
1. 会員は入会申込身上書記入日を含む8日間を経過するまで、書面により、無条件に契約を解除する事ができる（この解除を「クーリング・オフ」といいます。」
- 3 契約条項第18条（中途解約）第2項
「役務提供開始後である場合、入会金から①、②と③の合計額を差引いた額を返還致します。
①入会金を契約期間で期間按分し算出した、経過月数分の費用。
②「契約の締結及び履行の為通常要する費用」として政令で定められた初期費用（3万円）。
③解約によって通常生ずる損害額として政令で定める額（2万円又は確定した契約残金の20%相当額のいずれか低い額）。」

以上